

# 対人援助論としての「相談援助」「保育相談支援」

市 東 賢 二

## はじめに

保育士養成課程等検討会から平成22年3月24日に出された「保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)」によって出された改正案によれば、保育士養成カリキュラムの必修科目「保育の本質・目的の理解に関する科目」の中の「社会福祉援助技術」が「相談援助」へと名称変更された。これは「社会福祉士等の養成等において、『社会福祉援助技術』が『相談援助』に改められたことを踏まえるとともに、保育との関連で相談援助の内容や方法について学ぶことが重要であるため」(同上 p.7)の変更である。また、「保育の内容・方法の理解に関する科目」の中に「保育相談支援」が新設された。これは、「保育士の『保護者に対する保育に関する指導』(児童福祉法第18条の4)について具体的に学ぶことが重要であるため」(同上 p.5)である。ここでいう具体的とは次のように提示される。「保育指針第6章の内容を踏まえ、保育実践に活用され、応用される相談支援の内容と方法を学ぶ。その際、『相談援助』、『家庭支援論』等の科目との関連性や整合性に配慮することが必要」(同上 p.6)とされる。

同年2月26日の「保育士養成課程の改正内容について」では科目名の変更として「相談援助」、「保育相談支援」が示され、「保育所における相談支援や保育士の保護者支援に係る実践力を育成するため、『相談援助』では従来の『社会福祉援助技術』を踏襲し、『保育相談支援』においては保育における保護者支援を中心に、相談支援の基礎的技術を習得する」(同上 p.3)とされ、「他資格の取得(科目の読み替え等)に配慮した教科名と」(同上)されていた。しかし「相談援助」、「保育相談支援」が単なる科目名の変更にとどまらなかったのは、科目名の示す内容から系列が分離してしまうこととの整合性において「相談援助」は従来の「社会福祉援助技術」の名称変更、「保育相談支援」は新設の扱いになったのであろう。

こうした厚生労働省内の動向を確認せずに養成課程の改正を見たとしたら、その衝撃は隠しきれないものであただろう。従来2年次に1年間かけていた援助技術の内容を15回の「相談援助」という授業で収め、新たに15回の「保育相談支援」の演習科目を開設しなければならず、準備期間もさほど長くはない。しかし、この衝撃が実は日本

の行政システム独特の技術であることに気づくのにさほど時間は要しない。形骸化した歴史観と硬直した技術論を、時流に乗ったファッションへと読み替えたのである。当然そこでは、俄然意を張るお調子者も出てくるであろうが、「人とは何か(誰か)」や「対人援助(人にかかわることとしての専門性や本来性)とはどういうことか」といった哲学的内容は相変わらず見えてこない。

こうした現状を踏まえ、本論では改めて対人援助としての保育について考察してみたい。

## 1 科目改正案瞥見

保育士養成課程における従来の「社会福祉援助技術」(以下「援助技術」)に相当する科目が「相談援助」、「保育相談支援」(以下「相談支援」)へと移行することになった。他の社会福祉関係の資格取得のための科目名との整合性や、すでに平成19年に改定された「保育所保育指針」(以下「保育指針」)の内容等も含めた形を模索した結果である。内容の変更前後のものを表にして並べれば以下のようになる(表1)。

(表1)

社会福祉援助技術 (演習・2単位)	相談援助 (演習・1単位)	保育相談支援 (演習・1単位)
<p>&lt;目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育実践にとって必要な社会福祉援助技術の概要と歴史を理解させる。</li> <li>2. 社会福祉援助技術の方法及び内容について理解させる。</li> <li>3. 人権の尊重、自立支援、秘密保持等の基本姿勢について理解させる。</li> <li>4. 保育士の職務として活用する機会の多い個別及び集団援助技術を事例を用いた演習形態で学び、またコミュニティワーク、ケアマネージメントについても理解させる。</li> </ol>	<p>&lt;目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談援助の概要について理解する。</li> <li>2. 相談援助の方法と技術について理解する。</li> <li>3. 相談援助の具体的展開について理解する。</li> <li>4. 保育におけるソーシャルワークの応用と事例分析を通して対象への理解を深める。</li> </ol>	<p>&lt;目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育相談支援の意義と原則について理解する。</li> <li>2. 保護者支援の基本を理解する。</li> <li>3. 保育相談支援の実際を学び、内容や方法を理解する。</li> <li>4. 保育所等児童福祉施設における保護者支援の実際について理解する。</li> </ol>

<p>&lt;内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育と社会福祉援助技術       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)社会福祉援助技術の意味</li> <li>(2)社会福祉援助技術の方法</li> <li>(3)保育と社会福祉援助技術の関係</li> </ol> </li> <li>2. 社会福祉援助技術の発展過程</li> <li>3. 個別援助技術(ケースワーク)       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)個別援助技術の意義と機能</li> <li>(2)個別援助技術の構成要素</li> <li>(3)個別援助技術の原則</li> <li>(4)個別援助技術の展開過程</li> <li>(5)面接、記録、評価</li> <li>(6)保育場面と個別援助技術の実際</li> </ol> </li> <li>4. 集団援助技術(グループワーク)       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)集団援助技術の意義と機能</li> <li>(2)集団援助技術の援助媒体</li> <li>(3)集団援助技術の展開過程</li> <li>(4)保育場面と集団援助技術の実際</li> </ol> </li> <li>5. 地域援助技術(コミュニティワーク)       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)地域援助技術の意義と機能</li> <li>(2)地域援助技術の基本的性格</li> </ol> </li> </ol>	<p>&lt;内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談援助の概要       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)相談援助の理論</li> <li>(2)相談援助の意義</li> <li>(3)相談援助の機能</li> <li>(4)相談援助とソーシャルワーク</li> <li>(5)保育とソーシャルワーク</li> </ol> </li> <li>2. 相談援助の方法と技術       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)相談援助の対象</li> <li>(2)相談援助の過程</li> <li>(3)相談援助の技術・アプローチ</li> </ol> </li> <li>3. 相談援助の具体的展開       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)計画・記録・評価</li> <li>(2)関係機関との協働</li> <li>(3)多様な専門職との連携</li> <li>(4)社会資源の活用、調整、開発</li> </ol> </li> <li>4. 事例分析       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)虐待の予防と対応等の事例分析</li> <li>(2)障がいのある子どもとその保護者への支援等の事例分析</li> <li>(3)ロールプレイ、フィールドワーク等による事例分析</li> </ol> </li> </ol>	<p>&lt;内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育相談支援の意義       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)保護者に対する保育相談支援の意義</li> <li>(2)保育の特性と保育士の専門性を生かした支援</li> </ol> </li> <li>2. 保育相談支援の基本       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)子どもの最善の利益と福祉の重視</li> <li>(2)子どもの成長の喜びの共有</li> <li>(3)保護者の養育力の向上に資する支援</li> <li>(4)信頼関係を基本とした受容的かわわり、自己決定、秘密保持の尊重</li> <li>(5)地域の資源の活用と関係機関等との連携・協力</li> </ol> </li> <li>3. 保育相談支援の実際       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)保育に関する保護者に対する指導</li> <li>(2)保護者支援の内容</li> <li>(3)保護者支援の方法と技術</li> <li>(4)保護者支援の計画、記録、評価、カンファレンス</li> </ol> </li> <li>4. 児童福祉施設における保育相談支援       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)保育所における保育相談支援の実際</li> <li>(2)保育所における特別な対応を要する家庭への支援</li> <li>(3)児童養護施設等要保護児童の家庭に対す</li> </ol> </li> </ol>
---	---	---

<p>(3)地域援助技術の具体的実践例</p> <p>6. ケアマネージメント</p> <p>7. 事例研究(演習)</p> <p>(1)保育所における児童・家庭への援助</p> <p>(2)保育所以外の児童福祉施設における児童・家庭への援助</p> <p>※教授に当たっては、導入時期においては講義形式で授業を行うことは差し支えないが、全体としては演習的展開とすること。</p>	<p>る支援</p> <p>(4)障がい児施設、母子生活支援施設等における保育相談支援</p>
--	---

(第5回保育士養成課程等検討会 参考資料3より)

これらは分割・統合された一部の他の科目に比べれば従来の「援助技術」から「相談援助」、「相談支援」へと内容がどのように移管されたのかは、一見しただけでは分かりにくい。「援助技術」から「相談援助」へと内容が受け継がれたものは、「保育指針」の大きな改定ポイントであった保育がソーシャルワークであることと、それに伴う他職種との連携と社会資源の活用(コミュニティワーク及びケアマネージメント)の必要性が主なものである。さらに「相談支援」へは「相談援助」の内容を踏まえ保護者や子ども家庭への支援(ケースワーク)に必要な知識や技術とそれらの具体的な事例へと広がりを持たせる内容になっている。これらは言ってみればソーシャルワークあるいはケースワークとしての保育、または新たな役割としてのケアマネージメント能力が要請されていることがその背景にあると見てとれる。保育がケアワークからソーシャルワークへの変更を求められたのは、しばらく前のことであるが、ようやくそれが形になったともいえる。誤解を恐れずに言うならば、保護者がいない間のお預かりから一人ひとりの子どもの育ちを支える専門性が求められるという現実が、ようやく保育士養成課程に明文化されたと言ってもよい。

## 2 ケアワークとしての保育からソーシャルワークとしての保育へ

子どものお預かりからケアワークとしての保育へ、そしてソーシャルワークとして

の保育への保育の専門性の深化や変容は、残念ながらまだまだ一般的な理解は得られていない。しかも、保育者に求められるケアワークとはグループワークに根ざしたケアワークなのであるが<sup>3</sup>、そのことも当然のことながら認識されていない。しかし、保育を対人援助として認識するならば、これらのことは当然のことであって、むしろ今までよく無視し続けられたのだと感心せざるを得ない。いやむしろそうであるように見えない力が働いていたのであろうか。この推理についてはミステリー作家に任せることとして、しかし長い間「一人ひとりの人間としての子どもへのかかわり」の重要性が語られていたにもかかわらず、ケアワークを中心とした保育のありようのみを伝達し続けてきたことは不思議なことである。

確かに保育者がケアワーカーとしての役割を果たすことが期待されていることは間違いない。特に保育所の保育士は0歳児からの保育が求められている。その発達過程を的確に捉え、支えていくということは、健康や安全への支援とともに身体的自立への支援でもある。日本では社会福祉関連資格の法制度化に伴ってケアワークが主に老人への介護を専門的に行う介護福祉士をケアワーカーとすることで、ケアワークの内容を介護中心に捉えてきた。このことを広井は「ケアの外部化」(広井 2000 p.21)をキーワードに解いていく。「現代におけるケアということの大部分は、もともと家族や共同体の内部でおこなわれていたものが「外部化」されたもの」(同上)であり、保育においては子育てが外部化されることでケアがおこなわれるようになったとも言えるのである<sup>4</sup>。つまり老人福祉領域において介護を中心としたケアワークの専門職が介護福祉士であるのと同様に、児童福祉領域においては身体的自立を中心としたケアワークの専門職が保育士であるということになる。そうであればこそ「保育所保育指針」の改定においてそのポイントとして「保育士の関わり方」、「保育士の倫理観」がことさらに取り上げられるのである(石井 2003 p.10)。

介護福祉士や保育士が双方の領域において介護や保育としてケアワークを行うことは、それぞれが主にかかわる人々のライフステージを的確に判断し、かかわることから同様な専門性や倫理観が求められる。しかしそのライフステージを的確に捉えるからこそ、それぞれの違いもまた明らかになるのである。このことがまさしく保育がケアワークのみを専門性として限定できないことの理由である。どちらの領域においても支援する目的はノーマライゼーションや自立支援であり利用児・者の自己実現を支えることである。そのうえで子どもの成長発達を支える保育士の専門性は、子どもたちが成長発達し社会化されるとともに個別化される(自己化する)というプロセスと

にもある。この社会化されるとともに個別化される(自己化する)ということは相反することではなく、人間における社会的事実性<sup>5</sup>として保育においては同時に看取らなければならないことである。この意味からすれば、保育者に求められるケアワークは子どもたちの社会化されるプロセスの中に、つまり子どもたち同士のかかわりが豊かになっていくことのプロセスに見られる。その意味で保育技術が集団支援のうちに求められていたことは偶然ではない。言い換えるなら、保育に求められるケアワークは、そもそもグループワークをその基盤としていたのである。

こうしたことを当然のように具体的に行ってきた保育者の眼が、保護者への支援を見逃すはずがない。従来から施設長(園長)またはそれを補佐する主任と呼ばれる、組織内の上位に属する専門職者たちは、保護者への支援を行ってきた。そのことが養成科目の内容に具体的に反映されていなかったのである。つまり、保育者のソーシャルワーカーとしての業務は保育現場のベテラン保育者たちの個々の体験によって支えられてきたのである。こうした現実を科目内容に含め、ソーシャルワークとしての保育を明文化した結果としての新科目であるといえる。

### 3 ジェネラルな専門職としての保育者

子どもの育ちにかかわる保育を実現しようとするれば、社会化されつつ個別化される子どもたちへのかかわりを支援しなければならない。当然そうした子どもたちの姿を通して社会性を豊かにしてゆく保護者へのかかわりも、同じく保育士の専門性とともにある。しかし、そうしたことは以前であれば保護者と保育者が協働することによって成立していた。そうした協働によって、若い保育者は現場でグループワークとコミュニティワーク、ソーシャルワークを体験していった。いってみれば保育現場で求められる直接または間接<sup>7</sup>の集団支援は、まさに体験的な学びとして深められ、それぞれの保育者によって秘儀であるかのごとく後輩へと伝えられていったのである。

しかし周知の通り近年その協働が崩れつつある。協働する保護者の状況が保育者の状況以上に変化してしまった。そのことによって従来は責任あるベテランの対応する問題であった保護者の子育て課題への相談支援がクローズアップされた。クローズアップされるだけの社会状況が整ったのである。それはまさしく子育てが外部化されるとともに家庭の養育能力が低下し、社会化されたことでより一層の専門性が求められるようになったことからの要請であろう。ソーシャルワークを行う専門職としての保育者が具体的に求められる状況が整ったのである。社会状況に的確に応答しつつ、

一人ひとりの子どもたちや子ども家庭への支援をする専門職としての保育者が、縦割りの技術論的専門性に右往左往することなくその専門性を深め、方法論的に実現することが求められるのである。

ここでいう求められる専門性がなぜ技術論的専門性ではないのか。それは、当然保育という児童福祉分野におけるケアの実践である以上、個々のケースに応じた課題を明確にし、その課題への支援が求められることは言うに及ばない。それぞれのケースの課題は無数の状況として現前し、その都度的確な知識と技術が求められる。それらは先に述べたようなケアワークでありグループワークであり、かつケースワークでもある。こうした支援の総体を支える専門性が求められるのが保育の現実だからである。こうして求められる専門性は個々の技術の専門性であるよりも、個々の技術を支える対人援助としての専門性であり、人にかかわるということを支える専門性なのである。<sup>8</sup>

しかし、そのためには保育者自身が人間の生と発達のアクチュアルな現実へと拓かれることが求められる。現実のわれわれの生は社会的生と個別的生を切り分けることができない。社会的生は個別的生に反映され、同時に個別的生は社会的生に影響を与えている。特に子どもの発達(=社会化)を支える保育者はそのことを踏まえる必要がある。子どもが他者との関係のただ中へ参入するとともに個別的な自分も発達するという、発達のダイナミズムを理解していなければならない。<sup>9</sup>つまり、人間の発達の様々な局面を区別し、切り分け、それぞれの視点から再構成可能なリアルな現実として突き詰めて総合させて(total)いくことが求められるのではない。社会性を生きつつ個別化される人間的生の全体を理解することが求められる。

こうしたことを踏まえれば、ケアワークやグループワーク、コミュニティワークといった個々の技術への理解はもちろん必要である。さらにそれらを全体として(whole)に理解し、子どもや保護者のニーズにしなやかな対応が求められる保育者はスペシャリストであるよりもジェネラリストであることが求められる。これは主に子どもの発達という切り分けることのできないアクチュアルな現実へとかわる保育者にとっては当然のことであり、その生のダイナミズムを支えようとすれば避けられないことである。同時にそうした子どもの育ちを正面から支える保護者への支援も、子どもの発達を支える協働者としての保育者が応える重要な職務なのである。

#### 4 対人的専門性としての保育の専門性

ある意味では「援助技術」という科目名から解放されたことは幸せなことである。社会福祉学の領域で対人関係を主たる専門性とする専門職を養成する際に殊に「技術」という名称が付いていることは大きな足枷であったと言ってよい。誰かにとっての技術が必ずしもその分野に固有な技術ではないということが、従来から「援助技術」を担当する教員の足枷であった。つまり中性的な意味でのtechniqueとしての技術を対人援助論において表現することに限界があった。その意味では「援助技術」という表題が変わるだけでも大きな意味がある。介護や保育に代表される社会福祉学対人援助論の中身には、固有で専門性によって縦割りされた技術論より人間と人間とのかかわりの日常に根ざした対人援助論が必要とされる。そのことが対人援助論における技術とはartであるとされていることにも表れている。

すでに多くの指摘があるように社会福祉領域の専門職資格は、そのほとんどが技術独占を背景とした技術的専門性を基盤としておらず、むしろその素性は名称独占を背景としているのである。その意味では「対人援助論」が「社会福祉援助技術」と呼ばれてからしばらく経ち、保育士養成科目名が「相談援助」へと表記をシフトしたとしても本来の意味は変わらない。意味が変わらないどころか、むしろ具体的に利用児・者としての保護者や子どもへとかかわる問題意識への深化とみるほうが妥当であろう。

しかし、現実的な要請から具体的な問題意識へと視界が開かれたということが、必ずしも豊かな学びにつながるかどうかは定かではない。現実には生起する一つ一つの問題への対応方法は技術的に伝達することは不可能であるからである。それをやろうとすれば、まさしく一人ひとりの人間を支える保育者の姿から、覚えた技術で十羽一絡げに対応する、出来そこないのロボットのような保育者を養成する姿へと変貌してしまう。現実的な要請というカムフラージュに幻惑されているうちに、人にかかわることの本来の意味を見失ってしまうことになりかねないのである。資格としての背景が名称独占であるからこそ問われるのが対人的専門性であると言える。家庭における機能の外部化によって専門職が要請され、その専門職がアクチュアルな現実には拓かれるからこそ、新たな役割が生まれる。そして、その養成課程においては、アクチュアルな現実へと拓かれるための対人的専門性を学ぶことが求められる。つまり、顕在化した問題の表層で右往左往することが現実的な要請に応えようとするのではない。それを理解しようと問題の本質を見定めるために、現実には生起する問題に対して、現実の人間関係から応答しようとする事なのである。

つまり、「援助技術」を「相談援助」「相談支援」と言い換えたところで、専門職としての「相談」ができるようになる訳ではないのである。上述してきたとおり求められるのは相談(=カウンセリング)技術ではなく、子どもや保護者のアクチュアルな現実から生ずる困難へに対応できるジェネラルなソーシャルワークだからである。子どもたちの育ちを支え、ともに育つ保護者へかかわろうとする保育の専門性は個体としての人間を支えることとしての対人的専門性ではない。社会化されるとともに個別化される(自己化する)という両義性を生きる人間を支えることとしての対人的専門性である。その意味では保育者に求められる専門性とは、そもそもソーシャルワークとしての専門性なのであると言える。あくまでもどこまで確立しているのか分からないtechniqueとしてのソーシャルワークではなく、相手の生きる現実に応えるためのソーシャルワークなのである。相手の生きる現実に応える(responsibility)ということ自体が、保育者の専門性を支えているのであり、その実現が保育者の責任(responsibility)なのである。

#### 引用参考文献・資料一覧

厚生労働省「保育所保育指針」平成20年3月

日本学術会議「社会福祉におけるケアワーカー(介護職員)の専門性と資格制度について(意見)」社会福祉・社会保障研究連絡委員会 昭和62年2月

保育士養成課程等検討会「保育士養成課程の改正内容について」平成22年2月

保育士養成課程等検討会「保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)」平成22年3月

足立勲『臨床社会福祉学の基礎研究』学文社 1996

石井哲夫監修『よくわかる新保育所保育指針ハンドブック』学研 2003

大和田猛編著『ソーシャルワークとケアワーク』中央法規 2004

クワント, R.C 『人間と社会の現象学』早坂泰次郎監訳 勁草書房 1984

佐藤豊道『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究 人間・環境・時間・空間の交互作用』川島書店 2001

広井良典『ケア学 越境するケアへ』医学書院 2000

メルロ=ポンティ, M. 『幼児の対人関係』『眼と精神』滝浦静雄 木田元訳 みすず書房 1966

1 参考資料として家族支援論の目標と内容を示せば以下ようになる。

<p>家庭支援論(講義・2単位)</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭の意義とその機能について理解する。</li> <li>2. 子育て家庭を取り巻く社会的状況等について理解する。</li> <li>3. 子育て家庭の支援体制について理解する。</li> <li>4. 子育て家庭のニーズに応じた多様な支援の展開と関係機関との連携について理解する。</li> </ol> <p>&lt;内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭支援の意義と役割             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)家庭の意義と機能</li> <li>(2)家庭支援の必要性</li> <li>(3)保育士等が行う家庭支援の原理</li> </ol> </li> <li>2. 家庭生活を取り巻く社会的状況             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)現代の家庭における人間関係</li> <li>(2)地域社会の変容と家庭支援</li> <li>(3)男女共同参画社会とワークライフバランス</li> </ol> </li> <li>3. 子育て家庭の支援体制             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)子育て家庭の福祉を図るための社会資源</li> <li>(2)子育て支援施策・次世代育成支援施策の推進</li> </ol> </li> <li>4. 多様な支援の展開と関係機関との連携             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)子育て支援サービスの概要</li> <li>(2)保育所入所児童の家庭への支援</li> <li>(3)地域の子育て家庭への支援</li> <li>(4)要保護児童及びその家庭に対する支援</li> <li>(5)子育て支援における関係機関との連携</li> <li>(6)子育て支援サービスの課題</li> </ol> </li> </ol>
---

(第5回保育士養成課程等検討会 参考資料3より)

- 2 日本の社会福祉専門職においては昭和62年に「社会福祉士および介護福祉士法」が成立し、社会福祉士をソーシャルワーカー、介護福祉士をケアワーカーとして専門職資格制度が確立したという経緯がある。また、同じく昭和62年に日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会による報告「社会福祉におけるケアワーカー(介護職員)の専門性と資格制度について(意見)」がまとめられている。ここではケアワーカーは当時の「後期高齢者のケアに関する研究が、いまだわが国において不十分である現状を考え」て報告されている。その中でケアワーカーの専門性について「高齢時、特に終末に近い時期にいかなるケアをうけて、人生を全うするかということはケアを受ける側の立場に立って考える時、自らの長い人生に対する想いを左右するくらい、きわめて重要な意味をもつ。…略…それだけに、ケアワーカーには、生命の尊厳、高齢時における生活の意味についての深い認識と、ケアワーカーとしての責任感と倫理観をともなう専門性が要求される」としている。介護福祉士がケアワーカーであるとされ、さらに上記のような内容の報告を見るとケアワークとは、高齢者または障害者を対象とした領域の内容であるかのようであるが、それだけにとどまらない。ケアワークはあくまでその名が示す通り「ケア(care)」をその専門性として実現するのであり、対象となる利用者を区別するところから始まるわけではないからである。このことの詳細は拙著「人間援助技術としてのケアワークの発展に向けて」【「ソーシャルワークとケアワーク」大和田猛編著 中央法規 2004)を参照されたい。
- 3 一人ひとりの人間への直接支援を求められる介護職としての介護福祉士や保育職としての保育士には、その意味でケアワークへの深い体験的理解が求められる。しかし、あえて両者の違いをあげるならば、保育職の多くが保育所保育士または児童養護施設等の施設保育士である。業務内容の逐一はそれぞれ違うが、どちらも子どもの育ち、つまり子どもが社会化されることへの支援が求められているのである。つまり保育職にとっての一人ひとりの子どもへのかわりとは、保育所や児童養護施設といった場所を介して社会化される一人ひとりへのかかわりということである。まさしく「人は一人では生きていない」ということへの具体的な支援なのである。その意味で保育者はグループワーカーであり、グループワーカーである以上当然のことながら、一人の人間がその生きられた社会において個別化されるという両義性への支援を具体化する専門職なのである。

- 4 同時に広井はケアという言葉の意味にも触れ、「社会保障social securityという言葉のうちの“security”が語源的に“se+cura(英語で表すとwithout care)”つまりラテン語で「ケアがないこと」という意味の語」(同上 p.27)であり、「ここでの「ケア」とは、…略…その原義としての「不安、心配、憂い」という意味」(同上 p.28)であり、「“security”とは「不安、心配がないこと」という意味である。いずれにしても「ケア」という言葉は、もともと不安、心配、気がかりという消極的な意味であったのが、ある時期から「世話、配慮」といったいわば積極的な意味に重点を移していった」(同上)ことを示している。
- 5 事実性という概念は現象学の重要な概念の一つであるが、この術語によって「人間の事実としての所与性が独特な性格をもっている」(クワント 1984 p.149)ことを表そうとする。それは人間存在の実質的不透明さが、「経験的に築くことのできる一定の境界を明らかにし」「一定の方向づけ」(同上 p.151)のうちに現れる人間的志向性において現実化されているという、人間の現実の両義性が相互関係において統一体として実存する姿を示す概念である。
- 6 人間の発達において、人間が自己化、つまり何らかの自己意識やアイデンティティを確立してから社会に参入するという見方は、近代の人間観であるところの独我論の人間観に端を発する。現象学派の試みやポストモダニズムの進展とともに現代の人間観の自覚を迫られているわれわれは、社会化される人間のプロセスにおいて、その関係から自己化される人間の姿、つまり関係の人間観への気づきが求められていると言える。
- 7 こうしたことは社会福祉領域の対人援助の現場ではよく行われていることである。たとえば多くの現場の職員が実習生の「○○の場合にはどのように対応したらよいですか。」との質問に「私の場合はね××のようにしてるけど、他のやり方もあるかもしれないね。」や「自分で工夫してみたり、他の職員のやり方も真似してみたら」などのアドバイスをいただく事例をよく耳にする。これは対人援助における実際のかかわりがテクニカルなものではないことを示している。そしてこのことは、対人援助の技術自体は確かに原理的公開性を有しているが、現場での臨床的技術は現実的な公開性をもちえないことを意味している。いわば職人的な見て真似て学ぶ方式なのである。この点に関して足立毅著「臨床社会福祉学の基礎研究」に詳しい。
- 8 この点に関して佐藤は「ジェネリック・ソーシャルワーク(generic social work)とは、ソーシャルワークの対象や領域が何であれ、ソーシャルワーク全体に貫通的に通用する(ことが期待されている)共通の価値・倫理、過程、知識、技術・技能のコア(中核)となるソーシャルワークの体系であり、すべてのソーシャルワーク実践の基礎となるものである。」(佐藤 2001 pp.47-48)と述べる。こうした総合的でありながら基礎的な専門性の必要性とその概念化の試みはソーシャルワークに生態学的な視点を取り入れたエコロジカル・ソーシャルワークの諸論にも見ることができる。総合的な視点が必要であるということが、ともすればなりふり構わない折衷主義に陥りがちな反面、方法論的に専門性を問いつつことによって対人援助の基礎を支える専門性を概念化することが求められている。
- 9 子どもの発達は、自我の発達が成立して初めて他者との交流を構築するという風に誤解されがちではあるが、子育て経験の豊富な保護者や保育者は経験的にそれが間違っていることを知っている。子どもの発達においては「自分が身体をもっていると意識することと、他人の身体が自分のとは別な心理作用によって生気づけられていると意識することは、論理的に言って対照的な二つの操作であるばかりか、現実の一つの系をなしている」(メルロ=ポンティ 1966 p.140)のである。社会性と個性が別個のことがらとしてではなく、子どもの発達という現象において両義的に理解される必要がある。